

別紙 事業計画書・遂行状況報告書・事業報告書

※ は該当する項目に✓を入力 に入力 は該当する場合選択肢から選択

事業 者 名					
1	事業計画書	当初 変更(回目)	次の 人については、 年 月 日現在、	{ 当社に在籍していること 下記のとおり規程に基づいて手当等を支払う予定で あること } を報告します。	
2	遂行状況報告書	次の 人については、 年 月 日現在、		{ 当社に在籍している(いた)こと 下記のとおり規程に基づいて手当等を支払う予定で あること } を報告します。	
3	事業報告書	次の 人については、 年 月 日現在、		{ 当社に在籍している(いた)こと 下記のとおり規程に基づいて手当等を支払ったこと } を報告します。	

1 支給内容(代理返還注1を含む)

支援方法(手当支給又は代理返還)	支給名目(手当の名称)	年間支給回数・時期(締日・支払日・休日の取扱い)注2			従業員1人当たりの1回の支給額及び支給期間(規程抜粋) 注5・注6	
		支給回数			支 給 額	
		締 日				
		支 払 日		翌月払い ✓ 注3	支 給 期 間	
		休日の取り扱い 注4				

※支援の内容が複数の場合は行を追加してください。

注1) 代理返還(補助対象者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に直接返還)の場合は、「支給」を「代理返還」と読み替えてください。
注2) 年間支給回数・時期欄は、12回(給与支給時)、2回(6月、12月)など記入してください。
注3) 翌月払いの場合は、□内に✓を記入してください。**翌月払い新規申込者の場合は、当該年度の支援対象期間は11か月となります。**
注4) 休日の取り扱いは、支給日が休日となった場合の支給日の繰り上げ若しくは繰り下げを規程のとおり記入してください。
注5) 支給額は、1回当たりの支給額について、規程を抜粋して記入してください。
注6) 支給期間は、支給の開始から終了までの期間について、規程を抜粋して記入してください。

2 支援計画 (~ を当該年度とする)

No.	氏名	正社員となった年月日 及び 奨学金の返還開始日	年度末経過月数 最長当該年度3月末まで	配属先:名称(所在地)		1.計画・2.遂行・3.実績		補助金額の積算	①②の低い額 注8 (千円未満切り捨て)	奨学金名 注9 〔実施団体名〕	他団体(市町村等)が実施する 奨学金返還支 援制度を利用 していない	前勤務企業に おける 支援対象期間 注10
				住所要件:注7 居住地(市町村名)		申請年度の返還額(a)	手当等の年間支給(b)					
1	旧姓: 前年度からの継続申請 となる	正社員となった年月日	か月	()	(円 円× か月)	(円 円× か月)	① 上限 100,000 円	円	〔 〕			
		奨学金の返還開始日	か月		上記12か月に満たない理由		② (b)の1/2 円					
			(転居予定: 年 月)									
2	旧姓: 前年度からの継続申請 となる	正社員となった年月日	か月	()	(円 円× か月)	(円 円× か月)	① 上限 100,000 円	円	〔 〕			
		奨学金の返還開始日	か月		上記12か月に満たない理由		② (b)の1/2 円					
			(転居予定: 年 月)									
3	旧姓: 前年度からの継続申請 となる	正社員となった年月日	か月	()	(円 円× か月)	(円 円× か月)	① 上限 100,000 円	円	〔 〕			
		奨学金の返還開始日	か月		上記12か月に満たない理由		② (b)の1/2 円					
			(転居予定: 年 月)									
4	旧姓: 前年度からの継続申請 となる	正社員となった年月日	か月	()	(円 円× か月)	(円 円× か月)	① 上限 100,000 円	円	〔 〕			
		奨学金の返還開始日	か月		上記12か月に満たない理由		② (b)の1/2 円					
			(転居予定: 年 月)									
5	旧姓: 前年度からの継続申請 となる	正社員となった年月日	か月	()	(円 円× か月)	(円 円× か月)	① 上限 100,000 円	円	〔 〕			
		奨学金の返還開始日	か月		上記12か月に満たない理由		② (b)の1/2 円					
			(転居予定: 年 月)									
合計					円	円		円				

※支援対象者は、1社5名までです。

注7)補助金申請時では、居住「予定」を可とするが、実績報告時点(年度末の状況)において住所要件を満たしていない場合は、「対象外」となります。転居予定の場合は、転居予定の時期を記入してください。

注8)補助金額の積算は、①②のいずれか低い額となります。(千円未満切り捨て)

注9)従業員が返還する奨学金について、返還を免除(全額・一部)される奨学金は、対象外となります。

注10)以前勤務していた中小企業者等で、支援対象者となっていた場合は、その期間を補助対象の期間として通算します。